

所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記 2 の土地について，表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 1 5 号）第 1 7 条の規定により，所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので，同条後段の規定により，公告する。

令和 4 年 3 月 1 7 日 富山地方法務局高岡支局 登記官 齋藤 幸弘
記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
第2302-2020-0045号	氷見市余川字金田 5 9 8 5 番
第2302-2020-0264号	氷見市味川字上原 2 2 6 2 番
第2302-2020-0313号	氷見市角間字上野 1 6 番 1
第2302-2020-0314号	氷見市角間字上野 1 6 番 4